

明代の六科給事中の任用について

城井, 隆志

<https://doi.org/10.15017/2230505>

出版情報 : 史淵. 124, pp.51-87, 1987-03-31. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

明代の六科給事中の任用について

城 井 隆 志

はじめに

六科給事中は都察院とともに、明代の監察機構の重要な柱であった。六科の各給事中は「侍従・規諫・補闕・拾遺・六部百司を稽察するを司る」『明史』卷七十三、職官志^(一)ものとして吏戸礼兵刑工の各科が分掌する直接の監察対象衙門に関わる事にとどまらず、政治の全般について監察し、論議することを職務とする。「天子の耳目」として「内外百司の官邪を察糾」(同書)する十三道監察御史(以下、たんに御史と称す)とともに、給事中は常に政治のあらゆる局面に深く関わり、かつ大きな影響を与え続けた。両者とも政治の得失に関する言事を職とすることから、言官と称され、またしばしば科道・台省・台諫と並称される^(二)。

ところで、本稿がとりあげようとするのは、実は監察機構の一環としての六科給事中の職掌に直接関わる問題ではない。沈徳符の『万曆野獲編』卷十「遍歴四衙門」に、

今世呼翰林・吏部・科・道為四衙門。以其極清華之選也。

とあり、事実上の宰相として政治の中枢にある内閣の母体である翰林院、膨大な官僚群に対する人事行政を一手に統

括する吏部とならんで、科道は七品の卑官でありながら「清華の選を極む」衙門とみなされている。この「四衙門」の「清華」とは、その職掌や政治的意味においてのみではない。隆慶初年の吏部尚書楊博の言に、⁽²⁾

臣等看得、設官分職、凡以為民。官無内外惟束称職。祖宗時、原無重内輕外之說。不知始自何年、京堂有欠、止於翰林・吏部・六科・十三道内推用。部寺官不得而与。方面等官更不得与焉。雖該臣等加意整飭、相沿日久、聞見駭異。

とあるように、この「四衙門」の官は、陞進において外官はもとより他の京官に比べても、一段と有利な地位にあった。すなわち科道官はそれ自体は七品の卑官（御史および都給事中は正七品、左右給事中および給事中は従七品）でありながら、弾劾・糾察の権を付与されて強い政治的立場に立ち、かつ将来の栄達を（かなりの程度）見込みうるエリート官僚であった。このエリートコースに乗るといふ意味において、科道官はか「四衙門」の官に任用されることは、「清華を極む」と意識されたのである。この側面に注目するならば、科道官のはたした政治的役割を考える上で、彼らに付与された職掌・権限の考察のみならず、官僚に対する人事行政の上で科道官がどのように位置づけられているか、またその他位は官僚の陞進コースにおいてどのような意味を持っていたかを検討する必要があると考える。そのためには科道官の任用・陞進の過程全般にわたる分析、他の官僚の陞進過程との比較検討が必要であるが、筆者には現在その全体を論ずる準備がなく、本稿においては、このうち六科給事中の任用規定の変遷およびその実施状況を対象とし、それが大きく変化する弘治末年から嘉靖初年の時期を中心に考察する。

一 成化以前の給事中任用

給事中は景元年に正五品官として設けられ、洪武六年には給事中十二人を設け、吏戸礼兵刑工の各科に分けられた。

その後、洪武年間のみまぐるしい官制改革の例に漏れず、六科もしばしば品秩、名称、上級衙門への統属などで変更を加えられたが、同二十四年に、各科に都給事中（正八品）一人、左右給事中（從八品）各一人を設け、給事中（正九品）を吏科四人、戸科八人、礼科六人、兵科十人、刑科八人、工科四人とする六科の体制がほぼ固められた。建文帝の時に都給事中を正七品に、給事中を從七品に上げ、左右給事中を廢して拾遺、補闕を置いたが、成祖が即位すると拾遺、補闕をやめ、左右給事中を復活してなお從七品とした。員数は洪武二十四年の制に従っている。これ以後若干の員数の増減があつた以外、明末までこの構成に変化はなかつた。⁽³⁾

さて、給事中への任官について万曆『大明会典』卷五、吏部四、選官に、

凡給事中・御史、旧皆類選。後給事中止於進士内、年三十以上者考選奏補。其御史以進士・舉人・教官等項選除。又後以行人・博士・進士中書、及行取進士舉人出身知縣・推官、吏部会同都察院考選、分送兩京理刑、或試職滿日、陞除実授。

とあり、このあと弘治十五年令以下の規定が続くが、それ以前の時期に、給事中の任用が類選から三十才以上の進士のみに限定される変化があつたことが示されている。

まず、「旧皆類選」という点を確認するために、『太宗実録』によつて六科の機構が整つた永樂元年一年間の人事異動記事から給事中任官者を抽出してみると、監生三十四人、臬丞三人、府学教授一人、知臬・訓導・府照磨・臬典史・臬主簿・税課局大使・燕王府紀善・同府長史・檢校・能吏・人材・州民・懷材抱徳之士各一人、計五十二人となり、⁽⁴⁾約三分の二を占める監生のほかは、種々雑多な官や肩書きの者から任用されている。同様に永樂七、八年の場合も、進士十四人、監生十二人、教諭七人、訓導七人、学正・府照磨・府経歴・州判官・中兵馬副指揮各一、計四十五人となり、進士・監生・在外教官が中心となつている。⁽⁵⁾ ややくだつて宣徳六年では、監生七人、進士二人、教諭一人、訓導七人、臬丞一人となり、⁽⁶⁾ 永樂七、八年と同様、監生・進士・教官にほぼ収束されている。宣徳十年では、庶吉士三

表 I 正統年間の給事中任用

年	正統一	二	三	四	七	八	九	〇	二	三	三	四	景泰一
進士	18	9	5	1	3	14	1	9	2	5	2	12	4
監生									2	4		1	2
庶吉士												7	

人、教諭二人、訓導一人となっており、宣徳年間までは在外の教官からも任用される類選が行われていたことが確認できる。

しかし、正統元年以降は、教官その他の官からの陞遷による任用はなくなる。『英宗実録』によって正統年間の給事中任用者を抽出分類すると表 I のようになる。⁽⁸⁾ これによれば、正統年間の給事中任用は進士・庶吉士・監生の三者に限られている。庶吉士は、進士登第後、新進士をさらに考試して優秀者を翰林院に所属せしめたものであるが、厳密には官ではなく、将来の翰林院官候補者として一定期間の教習を課したものである。教習期間終了後、考試によって留館者すなわち翰林院編修・檢討などに任ぜられる者と散館者となりわけられ、散館者は多く科道・部属に任ぜられた。つまり庶吉士は進士の中にあつて翰林院官候補者という資格を持つ者であり、一般の進士が在京諸衙門に配属されて弁事（觀政）せしめられるのと基本的には同じであり、散館後の官職除授も、一般の進士と基本的には同じである。したがって正統年間の給事中任用は進士・監生の二途ということになる。なお、表 I に示されるとおり正統年間に給事中任用に庶吉士が少ないのは、正統四・七・十年の三科連続で庶吉士そのものが考選されなかったためである。

監生は、正統元年から十年までは全然任用されておらず、十一年になって任用があらわれる。またこの表以後すなわち景泰二年以後は、筆者が『英宗実録』を検索した限りでは、監生からの任官者は景泰六年に二人いるだけである。⁽⁹⁾ この二人は兵部尚書儀銘の子儀泰と吏部右侍郎兪山の子兪誥であるが、儀銘、兪山とともに景帝がまだ邸王として藩邸にあつた時、それぞれ邸府長史、邸府伴読を勤めた景帝の側近であつた。⁽¹⁰⁾ 儀泰について『明史』卷一五一、

儀銘伝に、

長子海、錦衣衛百戸、季子泰、舉於鄉、為礼科給事中。並以父恩授云。

とあり、また俞誥については、蕭彦『掖垣人鑑』巻九に、

俞誥、字□□、浙江秀水隕人。正統□年舉人。景泰六年、伝奉旨、填註工科給事中。

とあるように、二人とも父親の功績に対する恩典として、景帝が特簡によって給事中を与えたものである。したがってこの二人を例外とすると、景泰二年以後、景泰・天順年間には通常の考選による監生の任用はまったく行われていない。成化になっても変化はない。『掖垣人鑑』巻十に挙げられている成化年間に任用された（北京の）給事中一二八名は、庶吉士十名、南京六科からの起復官四名を除いてすべて進士から他の官を経由せずに直接任用された者（以下、この形態をかりに進士初任と称す）である。なお、これまで監生と称したのは、『実録』の呼称に従ったものだが、『掖垣人鑑』では『実録』で監生と称されている者が舉人・歳貢・国子生等と称されており、挙監生・貢監生の両方を含んでいたことがわかる。

以上要するに、給事中任用の対象は、永楽・宣徳の間はかなり雑多な官から任用されていたのが、次第に進士・監生の初任及び在外教官の陞遷の三者にしばられた。さらに正統になると進士初任のみとなり、正統末年に一時監生初任が復活したが短期間で終わり、以後景泰・天順・成化を通じて進士初任及び庶吉士への除授のみであった。

次に給事中の性格に関わって、これに任官する者に求められた資質、あるいは任用の評価基準について若干考察するが、まず比較のために御史のそれを簡単にみておく。『宣宗実録』宣徳六年十月己亥の条に、

上諭行在吏部尚書郭璉等曰、朝廷置御史託之耳目。凡政務闕失、民生利病、百官賢否、皆得奏拳。豈可以任匪人。……自今、必択老成謹厚、識達治体者、以聞。朕將試用之。

とあり、耳目の官としての御史の任用の条件に老成謹厚で治体に識達していること、いいかえれば政治行政の内容を

習熟していることを挙げている。それ故に任用の対象も、給事中が進士初任に一元化されるのに対し、前掲の『大明会典』の記事にあるように、明初の類選から次に進士・举人・教官等、次に行人・太常寺博士・進士出身の中書舍人・進士および举人出身の知臬・推官と移り、一旦他の官を経由した者が任用されるようになっていく。御史への進士初任については、正統四年に定められた『憲綱』の「選用風憲」¹⁾に、

凡都察院各道監察御史并首領官、按察司官并首領官、自今務得公明廉重、老成歷練之人、奏請除授。不許以新進初仕及知印・承差・吏典出身人員充用。

とあって、御史等の風憲官に「老成歷練」が条件とされ、新進の初仕つまり進士・監生等から直接任用することを禁じている。進士初任は正統八年になってまた認められたが、成化六年には再び『憲綱』に則って禁止され、弘治元年になってまた進士初任復活の要求が出され、これが認められて復活した¹²⁾。要するに、御史の場合は風憲官、耳目の官として「歷練老成」¹²⁾ 政治行政の実務の習熟が重要な要件とされたため、一定の官僚としての実務経験が必要とされ、そのため進士初任がしばしば問題になったといえよう。

それでは給事中はどう性格づけられていたのだろうか。洪武二十六年成立の『諸司職掌』吏部、考功部、考覆に、

一、凡通政司・光祿司・翰林院・尚宝司・給事中・中書舍人・東宮官、俱係近侍官員。監察御史係耳目風紀之司。太醫院・欽天監及王府官不係常選。任滿黜陟取自上裁。

とあり、給事中は近侍官のグループとして、耳目風憲の官である御史とは区別されている。この近侍官という性格は明初にあってはかなり強く意識されており、『宣宗実録』宣徳六年八月乙未の条に、

命給事中儲懋・車遜掌吏科、……李倜・龔全安掌工科。上以六科近侍、職在駁正奏牘、関防諸司、掌科事者、必須得人、命吏部俱録其名以進。上躬自審択、得懋等十二人、每科一人掌之。

とあり、六科が近侍官であることから、その掌科者の人選を重んじ、宣宗自ら審査にあたったという。また『英宗実

録』正統六年閏十一月辛未の条に、

礼科給事中鄒冕以私忿殿堂叔。法司論罪、応贖杖還職。上曰、冕犯上如此。豈可復居近侍。其罷職為民。(下略)とあり、この場合、近侍官であるが故にむしろ法司の量刑より重い処分が下されている。また同書正統十年九月甲戌の条に、

上諭吏部尚書王直等曰、給事中以封駁糾劾為職、不徒侍從而已。故居是職非得行檢莊飭、才識優長、儀貌豊偉、語言端正者、其曷克称。今後務慎其選、毋視常輕畀、庶言職得人、有裨於治。

とあり、給事中は封駁・糾劾を職とする点で単なる侍從ではないとして、その人選を慎重にするよう指示しているが、近侍であることを前提にしていることに変わりはない。ここでは品行が慎しみ深く、見識が優れており、体軀が堂々として言葉が正しいことが、任用の条件とされている。

官僚内部にあっても給事中の近侍官としての性格が強く意識されていた。弘治初年ころの陸容『菽園雜記』巻七に、翰林編修張元楨嘗建言、選六科給事中不必拘体貌長大、惟当器識遠大、学問該博、文章優瞻者充之。其言最当、徒以不拘体貌一言有礙、竟托之空言而已。蓋六科係近侍官、兼主奏对。必选体貌端厚、語言的確者、以壯觀班行、表儀朝守。

とあり、天順八年に編修張元楨が、六科給事中の選には、必ずしも「体貌長大」にこだわらず、器識遠大、学問該博、文章優瞻の者を充てるべきだと建言したが、⁽¹³⁾「体貌に拘らず」の一句が障害となって採用されなかったという。給事中には、近侍官として皇帝と直接応対するにふさわしく、朝廷の威容を高めるために、外貌の立派さが器識、学問、文章の優秀さとともに、あるいはそれ以上に重要な条件であり、それが官僚間で広く認知されていたことがわかる。なお陸容は上文に続けて、その後給事中は専ら体貌によって選任されたと述べ、それは学識兼備の者はその職務に励もうとしてしばしば大臣を糾弾するので、時の人事担当者が制しやすいためだとしている。

さて、ここで挙げられている給事中の条件や先の正統十年の上諭に挙げられている条件には御史の場合にみられる「歴練老成」や「識達治体」のような政務に通暁していることを要件とする表現はなく、むしろ総括的な見識や品行などのような人格に関わること、文辞の優秀さなどを示す表現が多いといえる。この違いは同じく百官の糾劾や政治の得失を論ずることを職務としながら、御史が天子の耳目として巡按などの出差も多く、中央・地方の政治行政の現場にあってその遂行を監察するのに対し、給事中は皇帝の近侍にあって章奏の封駁等を通じて百官を監察するといった監察の場の違いに基づくものともいえよう。こうした近侍官としての清要性や、必ずしも行政の実務の習熟を要件としない総括的な見識の強調が、給事中を進士出身者に限定し、それも初任者からのみ任用する根拠となっていたものと思われる。

二 弘治末年の任用規定変化

弘治初年における給事中任用は、依然進士初任のみであったが、このころからこれの見直しを求める声があがっている。弘治初年の吏部尚書王恕の「議知府言芳陞用科道官奏狀」⁽¹⁴⁾(弘治三年五月初四日具題)によって、この時期の科道官任用に関する議論をみてみよう。この疏は、直隸広平府知府言芳がその地に派遣されてきた科道官の「盤糧專事威福等項事情」を効奏し、その中で科道官の任用に言及したことに、吏部が議覆したものである。同疏に抄録されている言芳の主張は、

今後、清要之職、合無仍求久歴別官、才徳素聞之人陞用。其新進年少、雖一時紙上文字可觀、才徳未著、宜勿輕授、致令傲然輕世、作聰明以乖治体。

というものである。「清要之職」とはここでは科道両方を指す。文章(この場合は科挙か)は優れていても、その才能

人徳が判然としない若年の新進者を科道官に任じて、世間を輕視し治政から遊離せしめるようなことをやめ、既に他官を歴任してその能力が明らかかなものを任用すべきである、という。

これに対して王恕は、まず給事中について、

查得、給事中従前至今、多係進士就除、並無別官陞用。

とのみ答え、従来からの慣例を循に言芳の案を一蹴している。御史については、弘治元年に再び進士初任の兼用を始めた経緯⁽¹⁵⁾を述べたあと、

臣等竊惟、科道官之職不職係乎人之賢不賢、不係乎新進之与久任也。人固有出仕未久而端重老成者、亦有歴官數年而浮躁如故者、似難概以新進久任而論人之賢否也。……以後、給事中・御史有欠、仍照見行事例、兼用進士除補、永為定規。

と論じ、科道の職不職は人物の賢不賢によるのであり、新進か久任かという一点では一概に論じられないとし、科道の員欠に新進士を兼用する（給事中は進士は初任のみ）という現行規定を変更する必要はないという結論を出した。この疏は裁可を得た。

同疏には、弘治元年に御史への進士初任の復活を奏請した李諒の見解も抄録されている。

近年以来、被前姦貪之臣畏懼糾彈、朦朧奏称、新中進士未諳刑名事体、必先選在外有司、推官・知县、待其政績昭著、吏部行取、選任御史。不知内寓奸術意。将初中進士、正志气轟烈、独立敢言之時也。一旦選為有司庶職、使之奔走於塵埃馬足之中、俯仰於承問聽命之頃、曲折百般頓挫無奈。守正者俟命俟次行取、奔競者請託權貴、保舉旌異、既得美官、只知恩出於權貴、縱有奸惡、豈肯輒便糾劾。

これによれば、成化六年に『憲綱』に則って進士初任を禁じたのは、「姦貪の臣」の批判封じのための策謀であり、その際の大義名分は「新中進士は刑名事体を諳ぜず」というものであった、ということになる。李諒にみられる進士

初任肯定論は、まだ政治の激務に逐われて疲弊していない新進士こそが、権貴の奸惡摘発に有効であり、すでに有司となつてゐる者は激務に疲弊し、また（科道などの）美官を得るための保舉を求めて権貴に從属しがちであり、御史の任には不適格である（場合が多い）という認識で、いわば皇帝一元の専制支配体制における権貴の私的勢力を抑制するという御史の政治的機能を強調したものと見える。一方、李諒のいう「姦貧の臣」や言芳は、行政実務を経験し刑名事体に通じた「歴練老成者」をこそ科道に任用すべきだと主張し、いわば科道官の職能に行政実務の遂行の監察を求め行政的機能を重視したものと見えよう。

両論を受けた吏部（王恕）は、科道の職不職は久任か新進かには直接関係なく、人物そのものの賢不肖によるという立場を取り、進士初任を認める現行事例を支持した。しかし科道の適任が新進か久任かにかかわらないのであれば、給事中から久任を締め出す論拠にはならない。むしろ久任者の任用を認める論拠にもなろう。実際、弘治元年に御史へ他官からの陞遷と進士初任が兼用されるようになり、一方が排除されていないのも、これが論拠となつてゐる。とすれば王恕が給事中に関しては進士初任のみに固執したのは、その近侍としての清要性のため他の官途に比して優越したコースを保証しようとしたためではなかつたかと思われる。

弘治初年には、御史の任用に進士初任を復活する方向での議論があつたが、給事中はすでに進士初任のみ任用する体制が定着し、変動はなかつた。というよりも、言芳の主張を一蹴してゐるように、給事中を含めた科道の任官規定改正を要求する声があつても、吏部はこれを取り上げなかつたといふべきであらう。『孝宗実録』弘治十二年二月癸巳の条に、

監察御史余濂言二事。一、重民牧。謂、進士之為知州・推官・知縣、會經旌異考稱者、宜歲一行取赴部、俟員外郎有欠、以知州補之。給事中・御史・主事有欠、以知縣・推官補之。……吏部覆奏謂、御史有欠、可以知縣・推官選補。給事中品從七、知縣・推官正七、難以選補。又知州歲一行取赴部、則人多欠少、未免壅滯、謂宜不拘

年限、隨欠具題奏要。……從之。

とあり、科道の欠に進士出身の知臬・推官（以下、並称する場合は推・知と略す）をあてるよう要求があったのに対し、吏部は御史についてはこれを認めたが、給事中については、推・知は正七品であるから従七品の給事中には選補できないとの理由で拒否している。推・知から御史への任用はこの当時の現行規定どおりであるのだから、余濂の奏請の主眼はこれら外官から給事中への任用の途を開く点にあったといえるが、吏部はまったくの形式論でこれを拒否したのである。

給事中任用に進士初任以外の途が開かれたのは、弘治十五年のことである。『大明会典』巻五、吏部四、選官に、前引の記事に続いて、

弘治十五年令、給事中、以博士・行人兼選。○又令、給事中監察御史例、選歷練老成者除補。○十七年令、国子監助教等官、由举人出身曾經薦举者、兼取考選御史。○十八年令、举人出身教官、歷俸六年以上、有才出衆者、取選科道等官。

とあって、弘治十五年に給事中の任用対象の枠は、行人・太常寺博士に広げられ、さらに御史と同様の「歷練老成」が条件に加えられている。十五年令後半の「照監察御史例」という点について述べると、『万曆会典』には記載がないが『正徳会典』巻二、吏部、類選の御史の項には、

弘治十五年令、照憲綱例、於博士・行人・知臬・推官并教官、考選歷練老成者除補。

という記事があり、新進初任を禁じた『憲綱』の例に照らして博士以下の官から歷練老成者を考選し除補すると規定している。このことから推測すれば、給事中も御史の例によるという規定は、進士初任を制限する一方、任用の対象を行・博・知・推等にまで広げたということになる。ただし、かりに弘治十五年に外官からの任用も認められたとしても、後述するように、実際に給事中に知・推が任用されるのは正徳になってからであった。

以上の『大明会典』の記事はいずれも『明実録』等では確認できないため、各規定の関連や詳しい事情はわからない。したがってやや推測を交えることになるが、その変化の要因を考えてみる。

この当時の吏部尚書は馬文升である。彼は十四年十月にこの職に就き、十五年ころのものと思われる上疏の中で、六部主事・大理寺評事・太常寺博士・六科給事中・行人・中書舎人といった進士に初授される京官に一年間の試験期間を置くことを提言している。その理由として次のようにいう。洪武朝では初授の京官はすべて一年間試験せしめた後、その勤務状況を考覆して実授していたので、これらの初任官はみな職務に精励したが、その後試験が実行されなくなつたため、進士等は任官後は政事の習熟、徳性の涵養に励もうとせず、識見・人格とも充分でない者が多い。これらの官が外官に陞擢されると、不謹・不称として罷黜される者が多くいる。御史の場合は進士・知・推の別なく一年間を試験とし、刑名を習学させ、事体を歴練せしめた上で考覆して実授しているので、みな職掌に努め、有能な人材を得ている。そこで御史の例にならって主事・給事中等の京官にも試験を課そうというわけである。

馬文升の提言は給事中のみを指しているものではなく、またこの試験の制が実施に移された形跡もない。しかし、ここには給事中（を含む初授の京官）の質的向上のため、進士からただちに除授するのではなく、実務の習熟を除授（実授）の条件にしようとする意図がうかがえる。馬文升は弘治元年に御史への進士初任が復活した時、基本的にはこれに同意しながらも、吏部（王恕）の示した任用規定よりも厳しい条件を提言しており、⁽¹⁷⁾ここにも同様の意図がうかがえる。弘治十四年に吏部尚書に就任した馬文升が、科道にその職掌や行政実務の習熟を要求していたことと、十五年以降の任用枠拡大、「歴練老成」の条件付与とは軌を一にしており、この改革に馬文升の意向が作用していたといつてよからう。

弘治末年以降、給事中は御史と同様の「歴練老成」が要求されるようになり、進士初任は抑制を受けた。その点で科道両者の性格は近似してきたといえる。ちなみに前引の二種の『大明会典』の同じ箇所を較べてみると、『万曆会典』

においては、給事中と御史は同一の項に括られているが、『正徳会典』においてはそれぞれ独立した項が立てられている。このことは『正徳会典』が編纂された弘治末年ころまでは、両者は銓政上別のものとして認識されていたのに対し、嘉靖中期からの『万曆会典』編纂の時点では、同じ性格のものとして認識されていたことを示している。実際、『万曆会典』に記載されている『正徳会典』以降の記事、すなわち弘治十七年令以下の諸規定は、ほとんどが科道両者を一括して対象としたものである。また嘉靖ころの上諭には、科道両者、あるいは給事中を、「耳目の官」とする表現が多くみられる。¹⁸⁾ 正徳・嘉靖間に給事中・御史の性格はきわめて近似していったといえよう。なお、おそらくはこのようにして両者を同一視するようになったためであろう、『明史』卷四十七、選舉三では、

給事中・御史、謂之科道。科五十員、道百二十員。明初至天順・成化間、進士・舉貢・監生皆得選補。其遷擢者、推官・知縣而外、或由學官。其後監生及新科進士皆不得與。

とあって、両者を分離しないため、きわめて曖昧で不正確な記述となっている。

さて、弘治末年の給事中任用規定の変化の背景には、給事中の職務上「歷練老成」が要求されたことほかに、進士登第後に他の官、特に知縣・推官等の外官に任ぜられた者の不満があったのではないかと考えられる。弘治四年八月の王恕の奏に、¹⁹⁾

照得、每科第三甲進士、前七八分多選在外知縣等官、後二三分俱選京職、所以進士該外選者、或告養病、或因公差、在家延住、待不選除外任、方纔赴部、希冀京職之除。若不処置、誠恐通相倣效、非有壞選法、抑且有壞士風。とあり、三甲進士のうち京官につく者は二三割で、外官に除せられそうなる者は仮病や公差を口実に郷里で待機して外任を免がれ、京職を希求するといひ、進士の中に京官を望み外官を忌避する「重内輕外」の傾向が強くなったことがわかる。この強い京官志向は、弘治十二年序のある王錡『寓圃雜記』卷五、「進士外補」に、

往歲、進士除京職、終身顯貴、為有司者終作下僚、兼有不能保其位者。近來多任州守・縣令、有守者三年即擢京

官。故外補者克尽心、且知庶事、甚為良法。此即古之調停也。

とあるように、同じく進士出身でも京官に除せられた者と外官に除せられた者とは、陞進の上で著しい格差があったためである。この史料では、知州・知県からの行取があつて外官から京官に擢せられる途が開かれ、その格差が緩和されたようにいう。しかし京外官のこうした格差を問題視する立場からすれば、給事中が進士初任に限定され、弘治元年には御史にもそれが復活された事態は、格差是正の方向に逆行するものと受けとられたことであろう。『孝宗実録』弘治四年三月癸未の条に、

兵科給事中楊瑛言三事。……一、擢異能以作士氣。謂、俱令親民之官、風憲之職率由此進。比因行取之途稍滯、憲職有欠、輒以進士銓補。是以人懷不平、臨選者恥於下寮、因而為營差托病之謀。今後俱令已踰考限、兼有異能、或經撫按官推保者、宜即次第行取風憲。部屬有欠、則參以進士選補。……命下所司知之。

とあり、憲職（ここでは御史）に進士が選補されるようになったことにより、知県の間に後進の者の下僚に置かれることの不満が起きていたことを示している。またここには直接表われていないが、進士初任により知県からの行取考選の枠が狭められることへの不満も当然予想される。

弘治十八年五月に、南京刑部主事胡世寧が京官と外官の陞進上の格差解消の観点から、科道への進士初任を禁じ、内外官から任用することを主張している。彼は、内閣・翰林・科道の「清要の官」の任用が資格に拘束されて専ら一途に限定されており、任用の途が狭いため当然人材は得がたいと述べ、続けていう。

其他百官叙転、惟憑初選、偶得之基、不顧終身踐履之美。進士之初選美官、則惟循資而可立登要地。一除外職則雖有才而或終滯下僚。資格之拘既定、薦擢之條徒設。京官雖有保陞知府之例、而所保悉多循資之人、外官雖有取選御史之途、而所取或遺方正之士。推奸避事者得以避怨而早陞、忠勤任事者亦以任怨而早黜。故今士人初入仕途、即有彙緣求得美選之心、既得美除、即為持循保守祿位之計。近年進士之輪選者、聞有南京之欠而即避、近侍之該

陞者、遇有京堂之欠而即爭。平時既皆趨利避害之心、臨難豈有捐軀報國之志。

官僚の陞進はその初任で決まる。進士の初任で京官を得た者はそのまま資格に循って要職に陞進し、外官に除せられた者は有能であっても下位に停滞させられる。外官から御史への行取の途もあるが、適正に運用されていない。そのため初任者はつてを辿って美官に京官を求め、いったんこれを得るとその地位の保持に汲々とする、という。前述の李諒の論では、外官には御史に保薦されようと権貴に依附する奔競の風が多いとしているが、胡世寧にいわせるなら、その根底にあるのは京官と外官の陞進の格差であり、すでに進士の初授の段階で京官偏重の奔競の風が起きているのである。

彼はこうした事態を打開するため、まず輔弼の公卿（具体的には内閣を指す）は翰林出身か否かを問わず、中外を歴任し才徳の老成した者を任じ、翰林・科道には広く内外官から有能な者を選び、品級科第にとらわれるべきではないとして、出身資格による仕途の固定化を排した能力本位の人事を主張した。また続けて、

至於進士・舉人之初出身者、悉授外職知臬等官、嚴責撫巡、公加訪察、挾其有守有為之人、每歲一報、吏部待其三年六年任滿、行取到京、挾其文学德行者擢居翰林、剛直公正者選入科道、才識明敏者分任部寺属官。其有長於撫字深得民心者、再令補任三年、超擢府州正職。……其在前初授京官者、不拘各項衙門、悉令外補州郡、試歷民事、亦待三年或六年、視其才能功蹟而黜陟之。

と述べ、進士・舉人の初任者をすべて知臬等の外職につけ、三年もしくは六年の考満の後、吏部が行取し、能力特性に応じて翰林・科道・部寺属官に任用することを主張し、のみならず既に任官している初授の京官もすべて府州官に外補し、三年もしくは六年考満の後、その功績に従って黜陟すべきであるという。

外官からの科道任用の要求が、弘治初年ころからしばしば出され、その末年には給事中の任用枠が拡げられ、（少なくとも規定上は）舉人出身の教官等まで科道の考選の対象とされるに至ったのには、官僚間にあった京外官の陞進過

程での格差に対する批判や格差解消の要求が強く影響していたと思われるのである。

三 正徳年間の給事中任用

弘治末年にいたって、給事中への進士初任を抑制し、広範囲（ただし、まずは行・博等の京官のみ）から「歴練老成」の者を任用する方向が示されたわけであるが、武宗即位直後の『武宗実録』弘治十八年六月甲子の条には、

吏部言、旧例科道之選、進士与行人・博士一体選補。近年新科進士例不得与。請照旧考授、以広求才而均選法。

上命止如見行例選補。

とあって、吏部は、「旧例」では科道に進士と行・博が併用されていたが、最近進士が任用されないといい、進士初任の一定の枠を確保しようとしたが、武宗は現行どおり、すなわち進士初任抑制の方向で選補することを命じている。これによれば、この時点で知・推等外官からの行取考選は認知されていないが、他官既任者を科道に任用するという方向は急速に定着しつつあったようである。そこで当該時期の給事中任用の実際状況を蕭彦編『掖垣人鑑』によって検証してみる。同書は万曆十二年に戸科都給事中蕭彦らが編集した洪武初から万曆十一年までに六科に在籍した給事中の名鑑である。洪武から天順までは所屬の六科各衙門ごとに、成化以後は任官の年代順に並べてあり、各人について姓名・籍貫・出身・略歴を記している。ただし同書に収録されているのは北京の六科のみで南京六科は含まれず、また年次の誤りもまま見受けられるが、明一代の給事中の経歴に関しては、もっともまとまったデータを提供するものである。同書卷十一（十六）によって、弘治元年から万曆十一年までの給事中がどの官職から任用されたかを整理したものが表Ⅱである。²¹⁾ 弘治十三年までは進士・庶吉士からのみ任用されており、それ以外からの任用はまったくない。実は、同書では弘治十年十一月に周璽が行人から、また十二年に辺貢が太常寺博士から選授されたようにして

いるが、周璽は『孝宗実録』弘治十年十一月丙寅の条によれば進士からの初授となっており、他の伝記資料によっても行人の職にあったことは記されていない。⁽²²⁾ また辺貢については『武宗実録』弘治十八年六月戊寅の条に、博士から任用されている。他の伝記資料に照らしてみても十八年任用の方が妥当する。⁽²³⁾ 表Ⅱではそれぞれ修正を加えてある。したがって『大明会典』にある規定どおり、給事中の任用対象枠拡大の適用は、弘治十五年十月に行人二人が任用されたのが最初である。⁽²⁴⁾ なお弘治十八年に挙人出身の教官で歴俸六年以上の者から科道に選取するという規定が出されていたが、正徳年間以後も教官から任用された給事中は皆無であり、この規定は現実には御史の任用にのみ適用され、⁽²⁵⁾ 給事中には及んではいない。

正徳の十六年間は、任用対象の特徴によって三つの時期に分けられよう。すなわち元年から四年までの初期は行人・博士・中書舎人のほかに在外の推官・知県からの行取考選も実行され、任用枠は拡大の方向にあるが、五年から十年までの中期は外官からの任用がなく、明らかに外官が排除されていたと考えられる。十一年以降の後期には再び外官からの任用が現われ、嘉靖以後へと継承されて定着した。一方、進士初任は正徳後期になると相対的に任用の比率が低下し、嘉靖二年以降は同九年に一举に十五人が任用されただけで、このコースは消えている。以下、正徳年間の給事中任用を進士初任の扱いを中心に整理してみよう。

前述したように、弘治十八年六月に即位直後の武宗は科道官の任用において進士初任を抑制する方向を示していた。外官からの任用拡大もこの方向に沿ったものといえる。また『武宗実録』正徳四年六月丙寅の条に、

授中書舎人尹梅・韓荆・萬瑛、行人田汝紆、知臬黃質、進士閻欽・石柱・陳鼎・劉洙・潘墳・頼鳳為給事中。……于是吏科都給事中李憲言、新進之士、政務未達、宜如御史試職、令練習一年乃実授。詔、改柱・欽・洙・墳・鳳五人為試給事中。憲附劉瑾勢凌、忽同列、時稱為六科都給事中。每朝率衆謁瑾、請事于堂下。一言擠及、莫不股栗。故試事之議、部不得不從也。

正徳

八	一	二	三	四	五	六	八	九	〇	二	三	四	五	六
1		5	4	6		17		9		1	7		1	5
2	1	7	1	1	1		6	1	1		1	9		2
	3	1	12	1		5		1		1	2		3	3
1			1											
			2	3										
		1	1											
	1	4	4	1						4	1		2	3

五	六	七	八	九	三	三	三	四	六	七	六	元	三	三
	6	1				7	1				8			
2	2	4	6	3	6	2		1	5	7	1	2	3	3
						1				1		1		
			2		3	1		1	1	1		2		
1	2		1	3	2	3		3	2	4	1	2	2	
7		1	8	2	3	1		5	1	3	1	4	1	
										5				
										1				

万曆

三	四	五	六	一	三	五	七	八	〇	二
	3		3	6	2		7			
2		1	1		3	1			4	
		1			1			1		
	1	1	1		1	1		2	2	
2	1	1	1	1	4	4		5	1	3
	3	10	7	4	7	13		12		15
3	12	2								
	4									

が員外郎である。

表Ⅱ 給事中の任用者数

弘治

官	年	一	二	四	六	八	〇	二	三	三	五	六	七
進士		4		9	10	6	7			6	1	1	
庶吉士			4			4		8	1				5
行人											2	4	
太常寺博士													
中書舍人													
推官													
知 県													

嘉靖

官	年	一	四	五	六	七	八	九	〇	二	三	三	四
進士		6						15					
庶吉士		6			1							3	
行人		5	7	1	1	2	4	5	1	3		6	4
太常寺博士					1		1	2			1		1
中書舍人													2
推官						1	2			2	3		
知 県			6			8	1		3	4	7		2
主事													
その他									1				

隆慶

官	年	三	四	五	六	六	四	四	四	四	四	一	二
庶吉士			7									6	
行人		5	3	2	4	3	1	2	3		3	1	2
太常寺博士				1				1			1		1
中書舍人		2	1			1	1	1			1		
推官		5		6	7	2		2		2	5	4	3
知 県		5		10	5	8	5	4		4	2	3	3
主事													
その他													

註：「その他」は嘉靖10年が歴事挙人の初任，同27年が南京大理寺評事，隆慶4年

とあり、吏科都給事中李憲の建議により「政務未達」を理由に進士初任者に一年間の試職期間を置いている。試給事中とされた閻欽ら五人は正徳三年の進士で、残る一人陳鼎は一科前の弘治十八年の進士である。おそらく彼の場合、弁事進士の期間が長いことで試職を免除されたのであろう。

ところで、この記事では試給事中の制は明代宦官の専横の典型とされる劉瑾の権勢を後盾にして実現したものであるとしている。これを建議した李憲は弘治十二年の進士で、中書舎人を経て正徳三年六月に刑科給事中を選授されたが、翌四年四月には一年未滿という異例の速さで六科の最上位である吏科都給事中にまで陞進し、「六科都給事中」と陰口を叩かれるほどに六科全体を統制した。これが劉瑾の力をバックにしたものであることは言うまでもなからう。⁽²⁶⁾ またそこには李憲を利用して六科の統制をはかる劉瑾の意図もあったと思われる。

試給事中の制もおそらく人事を通じて給事中の言論統制を狙った政治的意図があったであろう。また、推測にわたるが、李憲自身が給事中に任官するまで長期間中書舎人の官にあったことも関わって、新進士がただちに給事中に任用されることへの反発があったのかもしれない。彼自身が「奔競」の典型であるが、逆にいえばこのように権勢に依付する以外、栄達を望めないほどに、当時の銓政体系が硬直化し不公平感を内包していたといえるかもしれない。

前引史料は劉瑾の権勢を借りた李憲の建議に吏部は従わざるを得なかったとして、この制度に悪法のニュアンスを含め、吏部に抵抗感があったことをうかがわせる。しかしながら、給事中に試職期間を設ける主張自体は、前述した馬文升の主張と同じであり、進士から給事中を初授される極めて優遇されたコースの抑制という観点からみれば、その方向を一步進め、また嘉靖以後に実現する進士初任の廃止へとつながるものであるといえる。⁽²⁸⁾

しかし、試給事中の制はこの時一度実施されただけで、以後継承されなかった。のみならず、表Ⅱによれば翌五年からは外官・中書舎人・博士の任用もなくなり、任用対象は再び進士・庶吉士および行人に狭められ、弘治末年の状態（ただし比率的には進士初任優位）へと急に方向転換している。一方、劉瑾は他の宦官との権力闘争のため、五年

八月に右都御史楊一清と組んだ宦官張永に弾劾を受けて投獄され、同時に李憲も失脚⁽²⁹⁾した。目下確たる因果連関はつかんでいないが、この政変による政治勢力の変動と給事中任用状況の変化とは、時期的に暗合している。劉瑾とその一派伏誅後も、正徳年間には武宗の放埒に群がる宦官勢力そのものは強大であり、かつ「佞倖」と称される武官の政治歪曲も跡を断たないが、劉瑾による極端な秩序破壊は一定程度修復された。試給事中の制の廃止、任用枠の縮小もあるいはこの秩序回復の一環だったのであろうか。

さて、正徳十一年になって外官が再び任用され始めたことは、ここで再び任用の方針の転換があったことを示唆している。後述の嘉靖九年の夏言の疏には「正徳末年、大臣、新進の敢言を畏忌し、乃ち始めて尽く進士考選の例を廃す」とある。表Ⅱによれば、正徳十六年はすでに世宗の新政の時期のものであるから除外するとしても、十二年、十五年に進士からの任用があり、この途が完全に断たれていたわけではない。しかし、やや細かく検討してみると、正徳年間の進士任用は京試施行の年（三、六、九、十二、十五年）に多くみられ、このうち三、六、九年の進士初任者はすべてその年に進士に登第したばかりの者である。このことは弘治年間の進士初任が多くの場合京試施行の年（二、六、九、十二、十五、十八年）とずれているのときわだつて対称的である。つまり弘治年間では給事中任用が進士初任に限定されていても、多くの場合在京衙門での弁事進士の期間が一、二年程度置かれているのに対し、正徳になると、特に中期の場合、京試の年にその年の新進士を弁事半年程度で任用するように変わったことを示し、他官經由の者に比べて著しく進士初任の途が優遇されている。

ところが後期の十二年八月に任用された進士は、すでにその年の新進士がいたにもかかわらず、全員一科前の九年登第の進士から任用されている。明らかに新進士の任用が避けられ、弁事期間を三年ほど置かれたとみるべきで、任用の条件は進士にとって一挙に厳しくなっている。この時の任用に関しては『武宗実録』正徳十二年八月辛未の条に、

初給事中員欠。吏部以行人楊秉義、進士席家・張天性・吳廉・李緯・李学・及宦・傅良弼八人請補。有旨、令別

推知県。吏部推知県李長。又有旨、令推行人。吏部再推行人華淳。既而皆用之。

とあり、今推測した任用条件などは何も記さないが、吏部の考選奏補の段階ですでに席家以下全員一科前の進士登第者を候補者としていくことがわかる。加えて有旨では知県・行人の追加任用が命じられており、極端な進士初任優遇を抑制する姿勢がうかがえる。十五年の場合は、会試は実施されたものの、その後武宗がさんざん物議を醸した南巡に出かけたため殿試が行えず、新進士は誕生していない。しかし先の十二年の例によるとすれば、一科前の十二年登第の進士が給事中の任用の対象となるはずであるが、十二年の進士も一人しか任用されなかった。夏言のいう「進士考選の例を廃す」とは、こうした点を指していると思われる。

四 嘉靖初年の給事中任用

正徳十六年四月に世宗が即位し、武宗の時代の弊政を尽く刷新する大赦詔が発せられたが⁽³⁰⁾、その中に、

今後照依旧例、給事中有欠、於進士内考選奏補。御史有欠、進士与行取人員相兼考選除授。

とあり、給事中の員欠には進士から考選することを改めて規定している。この規定は御史の任用規定も含めて弘治初年の状態を準拠すべき旧例としているといえる。しかし給事中の進士初任は同年八月及び嘉靖元年六月に実施されたのみで、その後再びなくなっている。嘉靖二、三年は給事中の任用そのものが行われていないので、どの時点で再び方針の変化があったのかわかりにくい。そこで同時期の御史の任用状況を『世宗実録』によって追ってみると、嘉靖元年二月に十五人、二年五月に三人、三年正月に十八人あり、その後途絶え、九年十一月に十人任用されて⁽³¹⁾いる。このことから嘉靖三、四年ころに何らかの変更があったと考えられるが、現在のところその事情はわからない。ただこの当時大問題となっていた大礼の議に関わっての政治勢力の変化と何らかの関係があるものと思われる。この点は後

述する。

嘉靖九年に一度だけ現われる進士初任は、同年六月の吏科都給事中夏言の奏請が認められたことによるものである。⁽³²⁾夏言の『桂州奏議』巻五に収められているこの「請補六科給事中疏」の内容を検討して、当時の給事中任用をめぐる状況を考えてみる。まず夏言は、現在六科の在任者は二十一員のみで定員五十八員の半数にも満たないと述べる。近年以来、六科員欠、吏部不肯如數選補、每補不過五六員而止。問之、則曰、在外推官・知県未応行取、行人・博士未歴三年、進士又不以選。是以有欠尽行停閣不補。

吏部は六科の定員を満たさそうとせず、つまりは任用の有資格者が少ないことを口実にしているといい、この時の吏部が進士を任用の対象にしないことが知られる。同疏は続いて正徳までの任用の推移を述べ、陛下（世宗）の登極の詔で進士からの任用が命じられたが、この途はずぐにまた閉ざされたという。

吏部亦嘗奏請、廟堂大臣陰行格沮、往往以未嘗經歷世故藉口。臣愚以為、非是公言確論。蓋用人之法、唯在求之以公、択之以精、任当其才、歸於得人而已。得其人、則進士・行人・博士雖未嘗試、無弗可也。非其人、則推官・知県久於官政、未見其可也。古之人固有未嘗任勞州県而經綸素具。又有致身台輔而功名反損於治郡者矣。人品才器、自有定価、具目者當自得之。悪可一律拘也。今六科之選、乃尽廢祖宗之旧。独舍進士而必求之推官・知県。是偏重也。既而推官以三年考滿者則預行取、於知県則必限以六年。是待推官・知県、又自不同、亦偏重也。

吏部はかつて進士初任を奏請したが、「廟堂大臣」がこれを阻み、「（進士は）未だ嘗て世を歴せず」を口実にしている。しかし、得人＝適材を得るといふ観点からみれば、進士・行人・博士が未試であっても適任者はある、逆に官政が長いからといって推・知が必ずしも適任者ばかりではない。進士初任を廢して推・知からのみ任用するのは偏重である、という。この場合、行・中も進士と同様に「未嘗試」の側に数えられ、ここでいう「官政」とは明らかに地方行政の経歴を指しており、このころの給事中任用が、単なる官僚経験ではなく、外官重視に傾いていたことを示して

いる。

なお、以上の夏言の言から、この当時の給事中任用の対象は、
 歴俸三年以上の行人・博士、三年考満の推官、六年考満の知県が
 標準であったことがわかる。ただし、『掖垣入鑑』によって正徳十
 六年から夏言の疏が出されるまで（嘉靖八年）の任用者を、それ
 ぞれの進士登第年から給事中授職までの期間によって分類する
 と、表Ⅲのようになる。⁽³³⁾この数字は人によっては前職在任中に丁
 憂や養病等による休職期間も含まれることが予想される（特に十
 年以上の者はそうであろうと思われる）ため、必ずしも正確な前
 任期間とはいえないが、おおよその傾向をうかがえる。これによ
 ると推官は三年程度で行取されており、夏言のいうところを裏付
 けるが、知県の多くは進士登第後四、五年で給事中に任用されて
 おり、六年考満を待たずに行取されていることになり、夏言の言
 とは異なる。あるいは三年一考の期間の算定に特別なやり方
 あるのか、あるいは夏言の伝える六年考満の知県というのはあく
 まで基準であって、実際の行取には規定が緩和されていたのか、
 であろう。

さて、夏言は科道官の条件として、

況朝廷之設言官、其用意固自有在。是故当取其風裁、不当取

表Ⅲ 進士登第から給事中授職までの期間

前職	年数 1年 未満	一考以内			二考以内			三考以内			10年 以上	計
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年		
進士	4	6			1							11
庶吉士		7			2							9
行人		1		5	6	6		2	2		1	23
博士				1							1	2
推官				2							1	3
知県					6	6		4	2			18
計	4	14		8	15	12		6	4		3	66

其徳量。当取其慤直、不当取其疏通。当取其廊廟珪璋之度、不当取其簿書米塩之能。司馬光曰、凡折言事官、当以三事為先。第一不愛富貴、次則重責名節、次則曉知治体。臣以為、今日之折言官、当用臣言、以求諫官之体。若徒以老成暗練為言、是不過欲得脂韋媮愛身固祿之流、取其不為己害而已。又其甚者、植一二不肖無良、以為私人、資其爪牙、以搏噬善類、以陰肆其威權。此則大臣之所為利、而非國家之福。直臣之所為難、而非聖主之明不能庇也。

といている。言官としての職掌上、求められているのは嚴格で愚直で将来大臣として朝政を執るに足る器であつて、寛大で融通がきく性格や瑣末な事務能力ではない。(大臣が)「老成暗練」を要求するのは、時流に媚びて保身する己れに無害な連中を取ろうというのであり、また己れの私人とし、善類を駆除して威權を肆しようとしているのである、という。以上のような理由から夏言は「大臣の私臆を破り」、各衙門弁事進士、歷俸二年以上の行人・博士、三年考滿の推官・知県を給事中任用の有資格者とするよう提言した。進士・京官・外官のいずれにあつても任用条件を緩和しているのである。

夏言の疏は吏部の議にまわされ、吏部は次のように覆奏した。⁽³⁴⁾

六科言責所係、務在得人。是以累朝推択未嘗備數、且今行人・博士及弁事進士員數不多、請先補科額之半、餘俟取諸推官・知県之有年闋者。得旨、從之。

吏部もまた六科の言責のため人材を得ることを論拠に、必ずしも機械的に定員を満たす必要はないとし、かつ任用の有資格者の弁事進士や京官の数が少ないとして、給事中の定員(欠員數?)の半分を進士・京官から、半分を行取の外官から任用すると答え、夏言の主張に一応添いながらもそれを全面的には承認せず、進士・京官からの任用數に制限を設けた。この覆奏が裁可を得て、翌七月に進士から給事中に任用されたのである。

夏言の疏には「威權を肆しようとする」「大臣」を攻撃する政治的動機が強く表われている。この当時中央にあつ

て政治の実権を握っていた「大臣」とは、張璁（孚敬）・桂萼・霍輶らの、いわゆる大札の議で世宗の信任を得、急速に台頭してきた一派（以下、議礼派と称す）で、九年当時の吏部尚書は同派に属する方献夫であった。議礼派の政治主張の主要な眼目の一つは、銓政における資格主義の打破であり、特に内閣が翰林院官に独占され、その翰林院官は一甲進士及び庶吉士からのみ選任され、他の者は完全に排除されていることへの批判を中心に、京官・外官の遷転資格の硬直化を強く批判していた。⁽³⁵⁾前述の弘治末年に内外官の還流を主張した胡世寧もこの系列に属し、嘉靖四、五年ころに資格主義打破の論陣を張った。

科道官の任用に関しては、例えば同八年ころのものと推定される張璁の「重守令疏」⁽³⁶⁾に

近來因重内官而輕外任、至如郎中・科道等官、一有知府之命、如同貶謫、非惟人輕視之而自視亦輕甚矣。……

以後、非歴州県者不得陞科道・部属、非歴郡守者不得陞列卿。凡京官自五品以下、有未歴外任者、許吏部亦量宜推補守令、以習知民事。如此則朝廷為親民而重守令之官、而守令之官知朝廷所重、皆親民矣。守令知所以親民、則天下之民举安矣。

とあって、重内軽外の風潮を抑え、地方行政の質を向上させる見地から、州県官経歴者のみを科道・部属等の京官の選にあてることを提言している。

嘉靖初年に給事中任用に進士初任がなくなったのは、京外官の格差是正を強く志向する議礼派勢力の台頭によるところが大きいと考えられる。世宗即位の際に、給事中への進士初任を規定した大赦詔を起草したのは、内閣大学士楊廷和であった。彼は世宗迎立の功によって世宗の新政当初の実権を掌握していたが、続いて起こった大札問題によって世宗に疎んじられ、嘉靖三年正月に致仕した。楊廷和らと対抗して同年ころから台頭してきたのが張璁・桂萼らであった。彼ら議礼派の完全な政権掌握、すなわち内閣大学士拝命は六年秋であるが、それ以前から大札問題で孤立しがちな世宗のブレイン的存在であった。科道官への進士初任の停止が三、四年ころからだとすると、進士初任を推進

した楊廷和の退陣、その影響力の減衰と、進士初任に批判的な議礼派勢力の影響力増大の時期とほぼ重なるのである。では、夏言と議礼派との関係はどうであろうか。嘉靖九年初に夏言は天地分郊の説を上奏し、礼制改革に熱心であった世宗の意を迎えた。この説に最も強く反対したのが議礼派の霍韜であり、夏言と論争を展開したが、世宗の不興を買って一時下獄の憂き目に遭っている。世宗は夏言を重用し、同年五月に彼を都察院僉都御史に超擢したが、夏言が固辞したため都给事中の職のまま四品の俸・服を与え、翌十年には礼部尚書に拔擢した。これは議礼派の台頭の時と同じ形であるといえよう。『明史』卷一九六、夏言伝には、

（張）孚敬頤指百僚、無敢与抗者。（夏）言自以受帝知、独不為下。孚敬乃大害言寵、言亦怨孚敬驟用彭澤為太常卿不右己、兩人遂有隙。言抗疏劾孚敬及吏部尚書方獻夫。孚敬・獻夫皆疏弁求去。帝顧諸人厚為兩解之。言既頭、与孚敬・獻夫・（霍）韜為難、益以強直厚自結。

とあって、夏言と議礼派の両者とも世宗の寵を背景に鋭く対立した。しかし、議礼派がその台頭のいきさつから専ら世宗の寵に依拠し、廷臣の中までなかなかその勢力が浸透しなかったのに対し、同史料後文に、

時士大夫猶惡孚敬、恃言抗之。言既以開敏結帝知、又折節下士。御史喻希礼・石金請有大礼大獄得罪諸臣。帝大怒、令言劾、言謂希礼・金無他腸、請帝寬恕。帝責言对状、逮二人詔獄、遠竄之、言引罪乃已。以是大得公卿間声。

とあるように、夏言の側は議礼派を快く思わない官僚間の支持を集めていた。夏言の「請補六科給事中疏」は、こうした政治的対立の中で出されたものであり、科道官任用が議礼派によってその勢力拡大もしくは批判の鈍化に利用されることを警戒し、言官としての原則を強く打ち出すことで議礼派勢力からひき離そうとする意図があったものと思われる。また議礼派が外官重視、京官抑制の立場を取るのに対し、夏言は京外官ともに任用条件を緩和することで、京官志向の強い廷臣の意向を代弁するとともに外官からも支持を得ようとしたといえよう。

夏言の提議により同年には給事中の進士初任の途が再開されたが、しかしこれもただ一度実行されただけであった。翌十年三月に世宗は、科道・部属の欠に挙貢出身の外官を進士出身の外官と並用するように命じ、「三途並用」の原則を強調したが、その詔の中に「進士に発身する者は必ずしも循良ならず」との言があり、進士偏重を抑制した。⁽³⁷⁾ さらに翌十一年には、『世宗実録』嘉靖十一年四月丙午の条に、

吏部以推官・知县等官管見等三十六員職名、疏請行取選補科道。且言、近歲兼選弁事進士、今新科進士尚未開選。得旨、科道乃朝廷耳目、必端謹老成、斯能稽職。疏内開具人員、如擬行取、慎加考選。仍查節降三途用人詔旨。如有賢能彰著衷心愛民者、無論舉人・歲貢出身、一体取用。其進士宜復祖宗旧例、授職後、習知民事積有年勞、始如例行取選用。著為令。

とあり、進士・挙貢出身者の並用を繰り返し命ずるとともに、進士はまず他の官に任じ民事を習知せしめてから初めて科道に行取することを命じ、これを定制とした。つまり科道への進士初任を禁じたのであり、この十一年の令が科道の進士初任に関する最終決定となっている。この時の吏部尚書は王瓊であった。彼は正徳十六年に内閣の楊廷和と対立して失脚し、のち議礼派の応援を得て政界復帰した人物である。彼自身、(科道官人事に関する発言は目下見出せないが)資格主義による内閣⇨翰林院の特権的閉鎖的体制には批判的であった。⁽³⁸⁾ 十一年の科道考選の際、吏部が進士初任を保留し世宗の注意を喚起したのは、あるいは彼の意図によるものかと思われる。

以上、進士初任の可否をめぐる動きを中心に見てきたが、これ以外の給事中任用対象についてみておきたい。前掲表Ⅱによれば、弘治〜万曆初年の給事中の恒常的な任用対象は、京官では行人・太常寺博士・中書舍人(および庶吉士)であり、外官では推官・知県であった。一時的には京官では主事・員外郎・南京大理寺評事から任用されている。京官について全期間の任用者数をみると、行人一六二人、博士一八人、中書舍人三四人となり、規定上はしばしば行・博・中と並称されるが、行人からの任用が圧倒的に多かった。

科道官任用における京官と外官との関係について、嘉靖十五年に当時吏部左侍郎として銓政を掌握していた霍韜は(39)こういう。

臺諫責任匪輕、頃多引用浮薄、致厯論、則以選授不慎其始故也。今科道、內以博士・行人・中書舍人、外以推官・知縣、充之。顧推官・知縣有撫按考詞可拋。及選、或量才別用。其法頗密。博士等官必俸二年以上、輒與選。夫重內輕外、本之人情。且優遊閑局、坐致華要、以致彙緣鑽刺無所不為。如是而求得人、是不種而求獲也。臣愚謂、宜于大選前期、將應選進士及諸別項待次者、糊名校閱品階高下、揀其才識老成者、以博士等官、儲臺諫之選。餘則授以推官・知縣、俾之練習政務、然後行取考選、庶授內者既用當才、授外者又益養其才、言官將濟濟得人矣。

推・知は撫按の旌擧や考語があつて、吏部が科道に考選する際に基いて判断し、他官に任ずることもある。しかし行・博・中は歴俸二年以上に達すれば科道の選に与かり、考語はない。人々は京官を重んじ外官を軽視する。行・博などの「優遊閑局」に入れば坐して科道の華要を得られるというので、つてをたどつて不正にこれらの官にしようとする。これでは人材が得られるわけではない。そこで科道に人材を得るために、まずこれらの京官を除授する際に進士等の應選者を考試し、才識老成者をこれらの京官につけ科道の選に備える。それ以外の者は推・知を除授して政務を練習させ、その後に行取考選する、という。この提言はいったん裁可を得たが、礼部觀政進士盧樞は、進士はすでに陛下の判断で採用した者であり、これを更に吏部が考試するとなると、みな陛下を畏れずに吏部を畏れるようになる、吏部の徇私者へ鑽刺する弊害が生じ、不正の解決にはならない、才識老成者を京職に、そうでない者を守令に任ずるのは守令軽視である、との三点を理由に反論し、その主張が認められて行人などの京官任用は現行どおりとされた。霍韜は盧樞の反論は当時礼部尚書であつた夏言の意向を受けたものだと言つており、(40)ここにも政治的対立を関わつていたことがうかがえる。

霍韜の主張は、要するに科道への人材確保のために行・中・博の人選を厳しくし制約を課そうというものである。

が、胡世寧や張璠が外官からのみ任用すべしとした主張からはむしろ後退しており、当時これらの京官が科道に直接する予備軍としてはっきり位置づけられていたことが知られる。『万曆野獲編』巻二十「中書行人」には、

中書・行人二官、為進士所筮仕所拜、有台瑣之望、最為清秩。近人並称中・行。……至行人司、不過礼部一末属耳。国初設無定員、尚未入流、最後始陞正八品、始限定員數。因有非甲科不選、非王命不行之語。其貴之如此。

とあり、中・行は進士の初任の官として科道を望めるといふ点で最も清秩であるという。行・博・中の中で給事中の最も大きい供給源である行人は、詔勅の領行・宗室の冊封・諸蕃の撫諭・賢才の徵聘など王命を奉じて出使するメッセンジャーであり、行政の実務に直接関与することはない。定員は三十七人と多く、洪武二十七年以来すべて進士から任用されるよう規定されている。⁽⁴²⁾ いわば進士が次の上級職に陞進するまでプールされた「優游閑局」であった。このように外官と比べて京官の職務・陞進ともに優越する待遇が、官僚内に「重内輕外」の風潮を強めたといえる。

11~20年		21~30年		31~40年		嘉靖41~隆慶6年		万曆1~11年	
人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
10	11.2	16	17.8	7	7.5	12	10.5	15	15.2
30	33.7	21	23.3	24	25.8	15	13.2	8	8.1
2	2.2	3	3.3	1	1.1	4	3.5	2	2.0
4	4.5	9	10.0	5	5.4	5	4.4	6	6.1
12	13.5	17	18.9	22	23.7	21	18.4	18	18.2
31	34.8	18	20.5	34	36.6	36	31.6	50	50.5
		5	5.6			17	14.9		
		1	1.1			4	3.5		
89	100	90	100	93	100	114	100	99	100
46	51.7	54	60.0	37	39.8	44	38.6	31	31.3
43	48.3	36	40.0	56	60.2	70	61.4	68	68.7

では、給事中任用における京官と外官の比率はどうであったらうか。表IVは前掲表IIをいくつかの時期に分けて各前任官職の比率の変化を示したものである。嘉靖・隆慶年間便宜上ほぼ十年単位とした。今、進士初任・庶吉士を含めて進士から外官を経ずに、つまり地方行政の経験なしで給事中に任用された者と、外官を経由して任用された者の比率変化をみると、正徳年間に外官からの任用が始まったとはいえ、なお全体の一五%を占めるにすぎず、嘉靖初年までそうした京官優先の任用が続いているといえる。しかしその後外官の比率は急速に伸び、嘉靖三十年代には京官を上回り、万曆初年には全体の七割弱を占めるに至っている。行人は嘉靖前半では全体の三分の一を占めていたが、同二十年代以降急速に比率が落ちていく。他の京官は全体的にみれば低率でさほどの変化がないことから、この間の給事中任用の変化とは、具体的には行人の任用を抑え、その分外官の任用を増やしていったということになる。議礼派の主張した外官からのみ任用する構想は結局実現には至らなかったが、進士から外官勤務を経て科道官に行取考慮されるコースが主流として定着していったことが

表IV 給事中任用の官職別比率

	弘 治		正 徳		嘉靖 1～10年	
	人	%	人	%	人	%
進 士	45	59.2	55	37.7	21	26.3
庶吉士	24	31.6	31	21.2	7	8.8
行 人	6	7.9	32	21.9	26	32.5
太常寺博士	1	1.3	1	0.7	4	5.0
中書舎人			5	3.4		
推 官			2	1.4	3	3.8
知 県			20	13.7	18	22.5
主 事						
その他					1	1.3
計	76	100	146	100	80	100
外官未經歴者	76	100	124	84.9	59	73.8
外官経歴者		0	22	15.1	21	26.3

みてとれよう。

なお、給事中任用において外官が主流になっていくとはいっても、それには「進士出身の」という限定を設けなければならぬ。京官と外官の陞進格差の緩和がはかられていたとしても、それはあくまで進士から京官に任ぜられた者と進士から外官に任ぜられた者との矛盾解消であり、進士・举人・貢生といった科挙身分間の矛盾を解消するものではなく、進士偏重の体制は厳然と存在していたのである。正徳以後、举人出身で給事中に任用された者は『掖垣人鑑』によれば、嘉靖十年四月に孫翥（觀政举人）、十二年九月に潘九齡（推官）、同年十二月に石存仁（知县）、万曆八年六月に傳來鵬（知县）のわずか四人で、全体の1%にも満たない。嘉靖十二年ころに集中しているのは、同十年前後に世宗が強く「三途並用」を命じた結果であろうが、給事中に限る限りその後まったく遵守されていないといつてよい。同十二年七月の吏部の題奏に、⁽⁴⁵⁾

三途用人、実祖宗朝撫御万世之定典、我皇上鼓舞人才之大機。然用人必有所自薦之、可無其人。臣等待罪銓衡、百僚庶職環布海内、豈能一一周知、而撫按官巡歷各該地方、克知灼見、務得其賢能之真、爾来方可擢為陞擢、至於山林隱逸之上士異才。各官惟於進士出身者加意焉。於举人則忽之、於歲貢則益忽之矣。以是進士旌異者十常七八、举人不過百分之一二、歲貢則絕無也。夫如是則吏部雖欲遵奉明旨三途用人、其亦何所擢而為之哉。借曰詢訪、則亦惡能尽得其実哉。是故必欲三途用人、須撫按脱去故習愛憎、取舍一以至公而無私、然後吏部始有所擢而為之也。

とあり、吏部は全国に散らばる官僚をいちいち周知できないので、その人事は巡撫巡按の推薦に拠らざるを得ないが、撫按が推薦する者はほとんど進士であり、举人はごく僅かで歳貢に至っては絶無である。したがって吏部が三途並用を遵守しようとしても、地方から举貢が推薦されない以上、吏部ではどうしようもないといっている。三途並用が実行されていないことの吏部の責任逃がれでもあろうが、地方官に対する考課・考察の権を握る撫按層に進士偏重が根

強く存在し、またそのことによって進士出身者による科道官をはじめとする中央の要職独占が維持されていたのである。

おわりに

給事中の任用対象は、永楽・宣徳年間を通じて類選から次第に進士・監生・在外教官の三者にしばらくは、正統年間にはほぼ進士初任者のみ除授されるようになり、これが弘治年間まで続いた。このことは明初の三途並用の原則が崩れ、官途において進士が格段に優越したことを反映していよう。弘治ころから給事中の任用対象を拡大し、進士初任を制限もしくは廃止する要求が現われ、同末年から行人・博士等の京官に、ついで正徳初年に推官・知県へと対象が広げられた。これが正徳・嘉靖初年にかけて陞進のコースとして定着し、嘉靖後半から万暦初年にかけては外官から行取されて給事中に考選されるコースが主流となった。一方、進士初任は嘉靖九年を最後に廃された。

このことは明初から成化ころまでの給事中の近侍官的性格が次第に薄れ、御史と同様の「歴練老成」、行政実務の習熟が要求されるようになったことを示す。嘉靖年間以降の外官からの給事中任用が急速に伸びている理由の一半はここに求められよう。ただし本稿ではこの性格変化を、任用の際要求される資質を示す表現の変化、任官規定での御史との一本化から推測したにすぎない。この点はさらに給事中の職務遂行の実際在即して検証されなければならぬ。

給事中の任用対象が変化していったより重要な原因は官僚個々の利害に直接関わる陞進格差の問題であった。弘治ころにはすでに資格主義による官途の固定化のため、進士出身でも京官と外官とで陞進過程に著しい格差が生じており、そのことはまた官僚層内部に強い京官志向、「重内軽外」の風潮を生んだ。その是正のために極めて優遇されたコースである給事中への進士初任を廃止し、外官から行取を通じて任用される京官の枠を拡げる必要があったものと

思われる。給事中（および御史）任用における進士初任の可否をめぐる正徳・嘉靖間の行きつ戻りつの動きは、陞進コースをめぐる官僚層内部の矛盾の深刻さを表現していたといえよう。

註

- (1) 六科に関する研究としては、張治安「明代六科之研究」(『国立政治大学学報』第三十一期、一九七五)があり、邦文では小野和子『東林党考(二)——その形成過程をめぐって——』(『東方学報』京都第五十五冊、一九八三)に簡潔な説明がある。
- (2) 楊博『太宰楊公献納稿』巻二、「覆考功司主事郭練臣條陳疏」。
- (3) 以上の沿革については、『明史』巻七十三、職官志二、註(1)の張治安論文参照。
- (4) 『太宗実録』永樂元年二月丙辰、四月丙辰、戊辰、五月己亥、八月己酉、九月戊寅、十月辛亥、壬子、辛未、十一月乙亥、辛丑、十二月庚辰、乙酉、丁酉の各条。
- (5) 朱鴻「明永樂朝皇太子首度監國之研究」(『国立台湾師範大学歴史学報』十二、一九八四)。
- (6) 『宣宗実録』宣徳六年二月己未、八月乙未、十月庚申、十二月己酉の各条。
- (7) 『英宗実録』宣徳十年八月丙辰、十月丁未の各条。
- (8) 同前書、正統元年二月癸卯、四月庚子、癸卯、十月戊辰、二年二月辛未、八月癸亥、戊寅、十月癸亥、三年二月甲戌、十月辛未、四年十一月戊辰、七年三月壬申、八月丁酉、三月辛未、五月壬戌、六月戊申、八月丁未、十二月丁酉、九年十一月丙申、十年二月乙巳、四月戊辰、七月辛巳、十一年四月辛酉、六月壬戌、十二年四月戊午、閏四月癸未、十三年四月己卯、十四年二月乙亥、八月甲戌、九月甲申、辛丑、十月壬子、丙辰、丁巳、壬戌、十二月己未、景泰元年閏正月丙寅、五月乙卯、九月甲子、の各条。
- (9) 同前書、景泰六年二月甲子、七月甲申の各条。
- (10) 『明史』巻一五二、儀智付儀智、陳濟付陳濟伝。
- (11) 『皇明制書』巻十五所収。
- (12) 馬文升『端肅奏議』巻三、「陳言振肅風紀裨益治道事」。
- (13) 『憲宗実録』天順八年五月乙丑の条。この記事によれば、張元楨の提言は、

如中外官員中、果有剛正敢言、堪當是任者、不必求其人物語言、不必拘其官職出身、許群臣奏陳以聞。……

となっており、給事中の選に必ずしも官職出身を問わなくてもよいとしている点が注目される。彼の提言が容れられなかったのは、おそらくこの一句も障害となったものと思われる。

(14) 王恕『王端毅奏議』卷十二。

(15) 同前書卷七、「議郎中李諒以進士舉人知臬相兼選御史奏狀」を抄録している。

(16) 『端肅奏議』卷十、「作養人材以備任使事」。

(17) 同前書卷三、「陳言振肅風紀裨益治道事」で馬文升は、進士舉人出身で到任六年以上の知臬を考滿の行人・博士と併せて行取し、当該の知臬が少ない場合は弁事二年以上の進士から選取すべし、という。王恕はこれを覆議して、馬文升の提議した年数の知臬・進士を優先するが、該当者がいない場合は、現行どおりの(弁事)半年以上の進士、一考(三年)称職の推官・知臬の中から選用するとして、原則を変更しなかった(『王端毅奏議』卷八、「議左都御史馬文升陳言裨益治道奏狀」)。

(18) 例えば『世宗実録』嘉靖十一年四月丙午、十二年七月丁巳の各条。

(19) 『王端毅奏議』卷十三、「処置選用進士奏狀」。

(20) 胡世寧『胡端敏奏議』卷一、「応詔陳言疏」。なお『孝宗実録』では弘治十八年五月丙戌の条に載す。

(21) 『掖垣人鑑』には例えば「胡鎮……弘治十五年進士、正徳十年十一月、由南京工科給事中起復、除戸科……」のように、南京給事中に除された者が丁憂などの休職のあと北京の給事中に起復するケースも収録しているが、南京給事中となった年月や前職が不明であるので、表Ⅱではこれを除外した。

(22) 『明史』卷一八八、周璽伝。「本省分省人物考」卷三十四。

(23) 『明史』卷一八六、辺貢伝。

(24) 『孝宗実録』弘治十五年十月己酉の条では、この二人、孫楨と湯礼敬を進士初任としているが、湯礼敬は『明史』卷一八八、湯礼敬伝に行人の職にあったことが明記してある。ただ孫楨はほかに伝がなく未詳である。

(25) 例えば『武宗実録』正徳三年十月壬辰の条では知臬・推官・進士・教官が、同十年閏四月甲申の条では、知臬・行人・正・教諭が、それぞれ御史に任用されている。

(26) 劉瑾を中心とした正徳初年の政治過程に関しては、間野潜龍「宦官劉瑾と張永との対立」(『立命館文学』四一八〜四二二号、一九八〇)、阪倉篤秀「武宗朝における八虎打倒計画について」(小野和子編『明清時代の政治と社会』、一九八三)参照。

明代の六科給事中の任用について

八六

- (26) 『明史』卷三〇六、闕党伝。
- (28) 『掖垣人鑑』卷十二、閻欽の項の割注。
查得 本年（正徳四年）吏科都給事中李憲等建言、吏部覆將尹梅・黄質等年深者実授、閻欽等進士新選俱与試職、俟一年実授。自後並無此例。
- (29) 『武宗実録』正徳五年八月辛五の条。
- (30) 『世宗実録』正徳十六年四月癸卯の条。
- (31) 同前書、嘉靖元年二月丁酉、二年五月壬午、三年正月甲午、九年十一月甲辰の各条。なお本文に挙げた人数は南京御史への任用者数も含んでいる。
- (32) 同前書、嘉靖九年六月丙子の条。
- (33) 表Ⅲの年数の算出は、例えば「陳羣謨……正徳十六年進士、嘉靖四年閏十二月由直隸無錫知県選戸科給事中」の場合、単純に年差によって四年と数えた。殿試は三月に行われるのが常であるから正確には四年十ヵ月となるが、（また時には逆にその年数に満たない場合もあるが）、煩雑になるので月は一切捨象した。
- (34) 『世宗実録』嘉靖九年六月丙子の条。
- (35) 拙稿「嘉靖初年の翰林院改革について」（『九州大学東洋史論集』14、一九八五）。
- (36) 張孚敬『太師張文忠公集』奏疏卷六。
- (37) 『世宗実録』嘉靖十年三月辛丑の条。
- (38) 王瓊『雙溪雜記』。
- (39) 『世宗実録』嘉靖十五年六月壬申の条。なお霍翰『霍文敏涇厓公文集』卷八、吏部公題、「対揚聖化慎選賢才以重科道疏」がその全文である。
- (40) 『世宗実録』嘉靖十五年六月壬申の条。
- (41) 『霍文敏涇厓公文集』卷四、「懇乞聖明照察姦克疏」。
- (42) 『太祖実録』洪武二十七年三月庚戌の条。
- (43) 表Ⅳ下欄の外官経歴者は、推官・知県のほかに、主事・員外郎のうち以前外官を経歴した者を含む。
- (44) 和田正広「明代の地方官ポストにおける身分制序列に関する一考察——県欠の清代との比較を通じて——」（『東洋史研究』

四〇一、一九八五) 参照。
(45) 『条例備考』吏部卷一、「各途出身官員並薦」。

明代の六科給事中の任用について